

J 3 クラブライセンス交付規則

第1条〔趣旨〕

本交付規則は、J 3 の参加資格である J 3 クラブライセンス（以下「J 3 ライセンス」という）の要件、申請手続、審査手続、その他の必要事項について定めるものである。

第2条〔審査の基準〕

J 3 ライセンスの審査は、以下の 5 つの基準について行われる。

- ① 競技基準（第 7 条）
- ② 施設基準（第 8 条）
- ③ 人事体制・組織運営基準（第 9 条）
- ④ 法務基準（第 10 条）
- ⑤ 財務基準（第 11 条）

第3条〔申請〕

- (1) J 3 ライセンスの審査の申請日において、以下のいずれかの地位にあるクラブのみが、J 3 ライセンスの申請者（以下「J 3 ライセンス申請クラブ」という）となり得る。
 - ① J 1 クラブ
 - ② J 2 クラブ
 - ③ J 3 クラブ
 - ④ 日本フットボールリーグ（JFL）に所属する J リーグ百年構想クラブ。ただし、J 3 ライセンスの審査の申請日の前年の 11 月 30 日までに、「J リーグ百年構想クラブ規程」第 5 条第 1 項に定める申請を行っている百年構想クラブに限る。
- (2) J 3 ライセンスの交付を受けようとするクラブは、所定の手続きにより、原則として J 3 ライセンスの対象となるシーズン（以下「対象シーズン」という）の前年 6 月 30 日までに J 3 ライセンスの交付を受けるための審査の申請をしなければならない。
- (3) 前項の規定にかかわらず、J リーグクラブライセンス交付規則に基づき、そのライセンス申請締切日までに J 1 または J 2 のクラブライセンスの申請を行ったものの、いずれのクラブライセンスについても FIB（クラブライセンス交付第一審機関）または AB（クラブライセンス交付上訴機関）から交付決定を受けられなかったクラブは、対象シーズンについて前項の申請を行っていたものとみなす。ただし、J リーグクラブライセンス事務局から、追加で J 3 ライセンスに関する申請書類の提出を求める場合がある。

第4条〔審査〕

- (1) 前条第 2 項の規定に基づく申請がなされたときは、クラブライセンス事務局が審査を実施し、必要に応じて J 3 ライセンス申請クラブに対して追加書類の提出を求め、また、ヒアリングを実施するものとする。
- (2) クラブライセンス事務局は前項に基づく審査結果をまとめた書面を理事会に提出し、理

事会が次条に定める合否を審議し、決定するものとする。

(3) 前項の決定は、対象シーズンの前年の 11 月末までに行われるものとする。

第 5 条〔審査方法〕

- (1) 審査は第 7 条から第 11 条までに定める各基準をすべて充足した場合に合格したものとする。審査に合格した J 3 ライセンス申請クラブには、対象シーズンの J 3 ライセンスが交付される。
- (2) 前項の規定にかかわらず、理事会は、第 7 条から第 11 条までに定める基準のいずれかを充足しない場合であっても、対象シーズンの J 3 リーグの安定開催に支障を及ぼさないと認められる場合には、J 3 ライセンスを交付することができる。かかる場合、理事会は、J リーグ規約第 142 条第 1 項に定める制裁を合わせて審議決定するものとする。ただし、基準 F.01 第 3 項に定める基準が未充足であった J 3 ライセンス申請クラブに対する制裁は、原則として、対象シーズンの勝点減（最大 10 点）とする。
- (3) 審査の過程で、又は審査の結果を踏まえて、J リーグは、第 7 条から第 11 条に定める基準に関して、クラブに通知のうえ、改善に向けた指導を行うことができる。

第 6 条〔有効期間〕

J 3 ライセンスの有効期間は、対象シーズンの満了までとする。

第 7 条〔協議基準〕

競技基準を以下の各項目のとおり定める。

番号	項目およびその内容
S. 01	<p>アカデミープログラム</p> <p>J 3 ライセンス申請クラブは、下記項目を記載した「アカデミー申請書」（J リーグ指定書式）を提出しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none">① 育成・普及の理念および方針② J 3 ライセンス申請クラブのアカデミー組織図③ アカデミーの指導者に関する情報（資格、指導歴等）④ アカデミーのトレーニング施設に関する情報
S. 02	<p>アカデミーチーム</p> <p>(1) J 3 ライセンス申請クラブは、J 3 ライセンスの審査の申請日時点で、普及活動（サッカースクールまたはクリニック）を定期的に実施している実績がなければならない。</p> <p>(2) J 3 ライセンス申請クラブは、下記のアカデミーチームのうちいずれか 1 つ以上を保有しているか、J 3 ライセンス申請クラブと関連する法人内に置いていなければならない。ただし、第 3 号に定めるチームについては、当該年齢におけるサッカースクールまたはクリニックで代替することができる。なお、J 3 ライセンス申請クラブは、毎年度、当該アカデミーチームを技術的</p>

	<p>および金銭的に支援しなければならない。</p> <p>① U-18 チーム ② U-15 チーム ③ U-12 チーム</p> <p>(3) 前項にいうアカデミーチームのうち、U-18 チーム、U-15 チームは JFA にチームおよび所属選手の登録を行わなければならず、U-12 チームについては、JFA にチーム登録した場合には、JFA に当該チームの所属選手を登録しなければならない。</p>
S. 03	<p>選手の医療面でのケア(メディカルチェック)</p> <p>J3ライセンス申請クラブは、Jリーグ入会が認められて以降は、トップチームでプレーするすべての選手に対して、Jリーグの定めるメディカルチェックを年に1回受診させ、「J3リーグ戦試合実施要項」第12条の定めに基づく「Jリーグメディカルチェック報告書」につき、対象選手全員分をJリーグに提出しなければならない。</p>
S. 04	<p>選手との書面による契約</p> <p>J3ライセンス申請クラブは、すべてのプロ選手と書面による契約を締結しなければならない。登録選手との選手契約書および当該契約書に付帯する覚書すべての写しを、登録選手全員分提出しなければならない。また、アマチュア選手については、アマチュア選手が署名した誓約書および当該選手との間で諸手当について確認した書式のほか、当該選手と締結した書式の写し全てを提出しなければならない。</p>
S. 05	<p>レフェリングに関する事項と「競技規則」</p> <p>J3ライセンス申請クラブは、Jリーグ入会が認められて以降は、JFA審判委員会が説明する、レフェリングおよびサッカー競技規則に関するルール講習会(およびレフェリーに関するイベントやセッション)に、選手、監督、コーチ、強化責任者を出席させ、出席者の一覧をJリーグが指定した期日までに提出しなければならない。</p>

第8条〔施設基準〕

(1) 施設基準は、次の各号に定められた内容を充足していなければならない。

- ① Jリーグ規約第29条第2項、第3項、第4項第3号
- ② Jリーグ規約第30条第2項
- ③ Jリーグ規約第31条
- ④ Jリーグ規約第32条各項
- ⑤ Jリーグ規約第35条第1項
- ⑥ J3スタジアム検査要項

(2) 前項の定めのほか、施設基準を以下のように定める。

番号	項目およびその内容
I. 01	<p>公認スタジアム（ホームスタジアム）</p> <p>(1) J 3 ライセンス申請クラブは、Jリーグ公式試合の試合開催に利用することのできる、以下のいずれかの条件を満たすスタジアムを、ホームスタジアムとして確保しなければならない。</p> <p>① J 3 ライセンス申請クラブがスタジアムを所有していること</p> <p>② J 3 ライセンス申請クラブと使用するスタジアムの所有者（複数ある場合はそれぞれのスタジアムの所有者）との間で、Jリーグ公式試合においてスタジアムを使用できることが、書面（Jリーグ指定書式）にて合意されていること。なお、Jリーグ公式試合におけるスタジアムの使用とは、ホームゲーム数の 80%以上を原則として当該スタジアムで開催することを指す。なお、公式試合で使用するスタジアムが複数ある場合は各会場で開催される公式試合の合計数を対象とする。</p> <p>(2) 前項のスタジアムは、第 8 条 1 項各号に定める要件を満たしていなければならない。</p> <p>(3) ホームスタジアム確認書は、当該書類の提出日から 2 年以内に発行されたものでなければならない。</p>
I. 02	<p>スタジアムの認可（安全性と警備計画）</p> <p>(1) ホームスタジアムは、国内の法律や地域の条例による安全性と避難計画に関する規定を満たし、認可を受けて建設されたものでなければならない。</p> <p>(2) J 3 ライセンス申請クラブは、地元警察、消防等の公的機関と密接に協力し、スタジアムの安全と治安の維持についての計画を網羅的に記載した警備計画書を作成のうえ、Jリーグに提出しなければならない。ただし、新たにJリーグ入会を希望するクラブについては、Jリーグ入会後に初めて迎えるシーズンの開幕までに提出するものとする。</p> <p>(3) 前項にいう計画には、チケット発行・販売の方法、観客の中から特定の個人や集団を選別する方法やふるい分けの方法、隔離すべき事態が起こった場合の計画、群衆を分散させるための計画、医療サービス、火事や停電等の緊急事態が発生した場合の対策など、試合の運営について全般的に網羅するよう努めなければならない。</p>
I. 03	<p>スタジアム：入場可能数</p> <p>ホームスタジアムは、メインスタンドに椅子席があるものとし、その入場可能数は 5,000 人以上でなければならない。なお、ベンチシートは 1 席あたり 45cm 以上で計算を行うものとし、芝生席は、安全性等について Jリーグが検査し、特段の支障がないと認められる場合には、観客席とみなすことができる。</p>
I. 04	<p>スタジアム：運営本部室および警察・消防司令室</p>

	J 3 ライセンス申請クラブは、ホームスタジアムの諸室やスペース等の利用を工夫のうえ、運営本部室あるいは警察・消防司令室として利用可能な場所を確保しなければならない。
I. 05	スタジアム：観客エリア ホームスタジアムは、座席カテゴリー別に異なる入場口を確保するなど、観客エリアを異なるセクターに分離することができるようしなければならない。
I. 06	スタジアム：医務室・救護室 スタジアムには、医療援助を必要とする観客、関係者等を手当てるため、医務室および救護室が備えられなければならない。ただし、救護室については、J 3 ライセンス申請クラブがホームスタジアムの諸室やスペース等の利用を工夫したうえで、仮設することができる。
I. 07	スタジアム：安全性 (1) ホームスタジアムは国内法令に基づき、安全性が確保されたものでなければならない。 (2) J 3 ライセンス申請クラブはホームスタジアム所有者と協力のうえ、スタジアムが次の各号の内容を満たすよう努めなければならない。 ① ホームスタジアムには雷保護設備を設置すること ② クラブ、および警察・消防司令が、場内放送システム等を使用して、ホームスタジアム内外にいる観客との連絡および指示に対応できること
I. 08	スタジアム：避難計画の策定 J 3 ライセンス申請クラブは、緊急時にホームスタジアム内のすべての人が避難できる内容であると地元の警察や消防に承認された避難計画を、基準 I. 02 にいう警備計画書に盛り込まなければならない。
I. 09	トレーニング施設 J 3 ライセンス申請クラブは、ホームタウン等の協力のもと、年間を通じてトップチームが利用するための練習場が確保できるようしなければならない。なお、当該練習場はJ 3 ライセンス申請クラブが専用で利用可能であることが望ましい。
I. 10	アカデミーのトレーニング施設 J 3 ライセンス申請クラブは、ホームタウン等の協力のもと、年間を通じてアカデミーが利用するための練習場が確保できるようしなければならない。なお、当該練習場はJ 3 ライセンス申請クラブが専用で利用可能であることが望ましい。

第9条〔人事体制・組織運営基準〕

人事体制・組織運営基準を以下のとおり定める。

番号	項目およびその内容
P. 01	<p>クラブ事務局</p> <p>J 3 ライセンス申請クラブは、以下の各号の情報を所定の方法によりJリーグに届け出なければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 事務所の所在地（複数ある場合はすべて記載する） ② 当該事務所の所有、賃貸の区分 ③ 役員・社員・従業員の一覧 ④ 事務所の問い合わせ先電話番号、FAX番号、Eメールアドレス
P. 02	<p>代表取締役または代表理事</p> <p>J 3 ライセンス申請クラブには、適用法令に従って適切に選任された代表取締役または代表理事がいなければならない。</p>
P. 03	<p>財務担当（ファイナンスオフィサー）</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) J 3 ライセンス申請クラブは、経理・財務を担当する取締役または理事を置き、かつ、経理・財務分野に関する1年以上の実務経験を有する常勤の経理・財務担当を1名以上置かなければならない。ただし、新たにJリーグ入会を希望するクラブについては、Jリーグ入会後に初めて迎えるシーズンの開幕までに置くものとする。 (2) 前項にいう財務担当は、コンプライアンス・オフィサーと兼務することができる。
P. 04	<p>運営担当（オペレーションオフィサー）</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) J 3 ライセンス申請クラブは、試合運営に関する事項について責任を有する常勤の運営担当（オペレーションオフィサー）を1名以上置かなければならない。ただし、新たにJリーグ入会を希望するクラブについては、Jリーグ入会後に初めて迎えるシーズンの開幕までに置くものとする。 (2) 前項にいう運営担当は、セキュリティ担当およびコンプライアンス・オフィサーと兼務することができる。
P. 05	<p>セキュリティ担当（セキュリティオフィサー）</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) J 3 ライセンス申請クラブは、安全および治安に関する事項について責任を有する常勤のセキュリティ担当（セキュリティオフィサー）を1名以上置かなければならない。ただし、新たにJリーグ入会を希望するクラブについては、Jリーグ入会後に初めて迎えるシーズンの開幕までに置くものとする。 (2) 前項にいうセキュリティ担当は、運営担当およびコンプライアンス・オフィサーと兼務することができる。

P. 06	<p>広報担当（メディアオフィサー）</p> <p>(1) J 3 ライセンス申請クラブは、メディアに関する事項について責任を有する常勤の広報担当（メディアオフィサー）を1名以上置かなければならぬ。ただし、新たにJリーグ入会を希望するクラブについては、Jリーグ入会後に初めて迎えるシーズンの開幕までに置くものとする。</p> <p>(2) 前項にいう広報担当は、マーケティング担当およびコンプライアンス・オフィサーと兼務することができる。</p>
P. 07	<p>事業担当（マーケティングオフィサー）</p> <p>(1) J 3 ライセンス申請クラブは、マーケティングに関する事項について責任を有する常勤の事業担当（マーケティングオフィサー）を1名以上置かなければならぬ。ただし、新たにJリーグ入会を希望するクラブについては、Jリーグ入会後に初めて迎えるシーズンの開幕までに置くものとする。</p> <p>(2) 前項にいう事業担当（マーケティングオフィサー）は、広報担当およびコンプライアンス・オフィサーと兼務することができる。</p>
P. 08	<p>コンプライアンス・オフィサー</p> <p>(1) J 3 ライセンス申請クラブは、コンプライアンスに関する事項について責任を有するコンプライアンス・オフィサーを1名以上置かなければならぬ。また、コンプライアンス・オフィサーは常勤の取締役または理事でなくてはならない。ただし、新たにJリーグ入会を希望するクラブについては、Jリーグ入会後に初めて迎えるシーズンの開幕までに置くものとする。</p> <p>(2) 前項にいうコンプライアンス・オフィサーは、基準 P. 02 から基準 P. 07 の各役職と兼務することができる。</p>
P. 09	<p>医師（メディカルドクター）</p> <p>(1) J 3 ライセンス申請クラブは、トップチームへの医療面でのサポートおよびアドバイス、ならびにドーピング防止方針について責任を有する医師を1名以上置かなければならぬ。ただし、新たにJリーグ入会を希望するクラブについては、Jリーグ入会後に初めて迎えるシーズンの開幕までに置くものとする。なお、Jリーグ規約第52条第3項の定めにより、すべての試合に医師を同行させ、原則としてベンチ入りさせる必要がある。</p> <p>(2) 前項にいう医師は日本国医師免許を保有しているものとする。</p>
P. 10	<p>メディカルスタッフ</p> <p>(1) J 3 ライセンス申請クラブは、医師をサポートし、トップチームのトレーニング、試合中の医療手当およびマッサージについて責任を有するメディカルスタッフを1名以上置かなければならぬ。ただし、新たにJリーグ入会を希望するクラブについては、Jリーグ入会後に初めて迎えるシーズンの開幕までに置くものとする。</p>

	<p>(2) 前項にいうメディカルスタッフは、以下のいずれかの国家資格等を保有している者が望ましい。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 理学療法士 ② 柔道整復師 ③ あん摩マッサージ指圧師 ④ はり師 ⑤ きゅう師 ⑥ 公益財団法人日本体育協会公認アスレティックトレーナー
P. 11	<p>トップチーム監督</p> <p>J 3 ライセンス申請クラブは、JFA の定める有効な「S 級」指導者資格またはそれに相当すると JFA が認定した指導者としての実績を有する者をトップチームの監督に置かなければならない。ただし、新たに Jリーグ入会を希望するクラブについては、Jリーグ入会後に初めて迎えるシーズンの開幕までに置くものとする。</p>
P. 12	<p>トップチームのコーチ</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) J 3 ライセンス申請クラブは、トップチームのコーチを 1 名以上置かなければならない。ただし、新たに Jリーグ入会を希望するクラブについては、Jリーグ入会後に初めて迎えるシーズンの開幕までに置くものとする。 (2) 前項にいうコーチは、JFA の定める有効な「B 級」指導者資格またはそれに相当すると JFA が認定した指導者としての実績を有する者であることが望ましい。
P. 13	<p>アカデミーダイレクター</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) J 3 ライセンス申請クラブは、育成部門の責任者であるアカデミーダイレクターを 1 名以上置かなければならない。ただし、新たに Jリーグ入会を希望するクラブについては、Jリーグ入会後に初めて迎えるシーズンの開幕までに置くものとする。 (2) 前項にいうダイレクターは他の役職と兼務することが可能で、育成部門での指導経験があることおよび JFA の定める有効な「B 級」指導者資格またはそれに相当すると JFA が認定した指導者としての実績を有する者であることが望ましい。
P. 14	<p>アカデミーチーム監督</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) J 3 ライセンス申請クラブは、アカデミーのチームそれぞれに、JFA の定める有効な「B 級」指導者資格またはそれに相当すると JFA が認定した指導者としての実績を有する者を、当該チームを担当する監督として置かなければならない。ただし、新たに Jリーグ入会を希望するクラブについては、Jリーグ入会後に初めて迎えるシーズンの開幕までに置くものとする。

	<p>(2) 前項にいう監督は他の役職と兼務することが可能であるが、専任で置くことが望ましい。</p>
P. 15	<p>アカデミーチームコーチ</p> <p>(1) J 3 ライセンス申請クラブは、アカデミーのチームそれぞれに、JFA の定める有効な「C 級」指導者資格またはそれに相当すると JFA が認定した指導者としての実績を有する者 1 名以上を、当該チームを担当するコーチとして置かなければならない。ただし、新たに J リーグ入会を希望するクラブについては、J リーグ入会後に初めて迎えるシーズンの開幕までに置くものとする。</p> <p>(2) 前項にいうコーチは他の役職と兼務することができる。</p>
P. 16	<p>安全・警備組織：警備員</p> <p>(1) J 3 ライセンス申請クラブは、ホームゲームの運営に際する安全と治安を確保するため、警備員を提供する外部の警備会社と書面による契約を締結しなければならない。ただし、新たに J リーグ入会を希望するクラブについては、J リーグ入会後に初めて迎えるシーズンの開幕までに契約を締結するものとする。</p> <p>(2) J リーグ公式試合においては、ホームゲームの際、前項の警備会社から派遣された警備員を、必要に応じて配置させなければならない。</p>
P. 17	<p>権利と義務</p> <p>人事体制・組織運営基準 P. 02 から基準 P. 16 までに記された人員の職務にあたり、J 3 ライセンス申請クラブと当該人員が個別に契約を締結している場合には、付帯する覚書等の書類と合わせ、当該契約に関する書式の写しを J リーグに提出しなければならない。</p>
P. 18	<p>ライセンス申請書類提出後の変更通知義務</p> <p>J 3 ライセンス申請書類を J リーグに提出後、基準 P. 01 から基準 P. 16 に関して、すでに提出済みの情報に変更がある場合は、当該変更の発生日から 10 日以内にその詳細を所定の方法にて J リーグに通知しなければならない。</p>
P. 19	<p>ライセンス交付シーズンにおける後任の選任義務</p> <p>(1) 人事体制・組織運営基準 P. 02 から基準 P. 15 に規定される人員について、シーズン途中に、クラブの支配の及ばない事由（病気、事故等）に起因して欠員が出た場合は、クラブは当該人員をただちに補充しなければならない。ただし、補充された人員が、当該人員の属する職務に相当する基準を満たさない場合は、当該人員の任期は J 3 ライセンス交付シーズンの末日までとする。</p> <p>(2) 前項に規定される人員について、クラブの決定（任期中の解任、解雇等）に起因して欠員を生じさせる場合には、クラブは、当該欠員の属する職務に</p>

	<p>相当する基準を満たす人員をただちに補充しなければならない。</p> <p>(3) クラブは、前2項に定める人員交代につき、交代を決定した日から7日以内に、所定の方法にてJリーグに通知しなければならない。</p>
--	--

第10条 [法務基準]

法務基準を以下のとおり定める。

番号	項目およびその内容
L. 01	<p>Jリーグ正会員としての宣言書</p> <p>J3ライセンス申請クラブは、以下の内容を遵守する旨の宣言書（Jリーグ指定書式）を提出しなければならない。ただし当該宣誓書は、Jリーグへの提出期限前3か月以内に、クラブの代表者が社印を押印したものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① FIFIA、AFCおよび国内協会、ならびに国内リーグの、規約、規定、規則および決定が法的拘束力のあるものであることを認めること ② 国際的な次元の紛争、とりわけFIFIAまたはAFCが関与している紛争について、CAS（スポーツ仲裁裁判所）の専属的管轄を認めること ③ FIFIAおよびAFC規約に基づく、普通裁判所への提訴の禁止を認めること ④ JFAに公認されている競技会で競技すること ⑤ 出場が認められた場合には、AFCに公認されている競技会に出場すること（ただし、親善試合には関係しない） ⑥ Jリーグ規約および関連または付随する諸規程の条項および条件に従い、かつ遵守することを約束すること ⑦ 「クラブライセンス申請システム」等により提出済みのすべての文書、資料、および情報は完全かつ正確であること ⑧ JリーグおよびJFAに対し、文書を検証し、かつ、情報を求め、また、国内法令に従って関連する公共機関または民間団体に情報を求める権限を与えること ⑨ Jリーグに対し、事前の通知なくJ3ライセンス申請クラブを調査する権限があることを認めること ⑩ 定められた期限内に、ライセンス申請書類を提出した後に発生した、重大な変更、主要な経済的重要性のある事象または状況および事後的事象について、Jリーグに通知すること
L. 02	<p>クラブの登記情報</p> <p>J3ライセンス申請クラブは以下の文書を提出しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① J3ライセンス申請クラブの定款原本の写し ② J3ライセンス申請クラブの登記簿謄本の写し (Jリーグへの提出期限より3か月前以内に発行されたものであること)

	<p>③ J 3 ライセンス申請クラブの印鑑登録証明書の写し (Jリーグへの提出期限より3か月前以内に発行されたものであること)</p>
L. 03	<p>他クラブの経営等への関与の禁止</p> <p>J 3 ライセンス申請クラブは、クラブの経営、管理運営および／または競技活動に関わるいかなる自然人も法人も、直接と間接とを問わず、以下の各号のいずれにも該当しないことを宣言する旨の文書（Jリーグ指定書式）を提出しなければならない。ただし当該宣言書は、Jリーグへの提出期限前3か月以内に、クラブの代表者が社印を押印したものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 同じ競技会に出場している他のクラブの証券または株式を、重大な影響を与える割合で保有するかまたは取引すること ② 同じ競技会に出場している他のクラブの株主の議決権の過半数を有すること ③ 同じ競技会に出場している他のクラブの経営、管理運営および監督機関の構成員の過半数を任命するかまたは解任する権利を有していること ④ 同じ競技会に出場している他のクラブの株主であり、かつ、そのクラブのその他の株主と締結した契約に従って、当該クラブの株主議決権の過半数を単独で有していること ⑤ 同じ競技会に出場している他のクラブのメンバーであること ⑥ 同じ競技会に出場している他のクラブの経営、運営管理または競技活動に何らかの地位において関与していること ⑦ 同じ競技会に出場している他のクラブの経営、運営管理または競技活動について何らかの権限を有していること
L. 04	<p>就業に関する規則の整備</p> <p>J 3 ライセンス申請クラブは、国内法令に適合した就業規則またはそれに類する文書を提出しなければならない。</p>

第 11 条 [財務基準]

財務基準を以下のとおり定める。

番号	項目およびその内容
F. 01	<p>年次財務諸表（監査済み）</p> <p>(1) J 3 ライセンス申請クラブは、J 3 ライセンス申請クラブの有する法人格に対する国内法令に基づいた年次財務諸表一式を作成し、Jリーグに提出しなければならない。なお、当該年次財務諸表は、監査役または監事の監査を受け、監査報告書が付されているものとする。</p> <p>(2) J 3 ライセンス申請クラブが何らかの関連する会社等を有している場合には、J 3 ライセンス申請クラブの個別財務諸表のほか、当該関連する会社の</p>

	<p>個別財務諸表および作成を行っている場合には連結財務諸表をJリーグに提出しなければならない。また、J3ライセンス申請クラブの個別財務諸表のみで判定を行うと著しく不公平になるとJリーグが判断した場合には、当該関連する会社等を含めて審査を行うものとする。</p> <p>(3) J3ライセンス申請クラブが以下のいずれかの状況である場合は、基準F.01は満たさないものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 3期連続で当期純損失を計上した場合。ただし、判定は2013年度決算より開始し、それ以前の年度は判定対象としない。 ② ライセンスを申請した日の属する事業年度の前年度末日現在、純資産の金額がマイナスである(債務超過である)場合。ただし判定は2015年度決算より開始し、それ以前の年度は判定対象としない。 ③ Jリーグからの指摘に基づき、過年度の決算の修正が必要となった場合において、過年度の決算を修正した結果、前2号に示す事態となった場合。
F.02	(基準番号変更に伴い欠番)
F.03	<p>選手移籍活動によって生じる他のフットボールクラブに対する期限経過未払金の皆無</p> <p>J3ライセンス申請クラブは、J3ライセンスが対象シーズンの前年の12月31日の時点で、選手移籍活動によって生じる他のフットボールクラブに対する期限経過未払金がないことを証明する書式(Jリーグ指定書式)を提出しなければならない。ただし、対象シーズンの3月31日までに完全に和解した場合、債権者との相互合意により期限が延期された場合、あるいは管轄当局へ提出された「明らかに無根拠ではない紛争」に該当する場合を除く。</p>
F.04	<p>従業員や社会保険当局、税務当局に対する期限経過未払金の皆無</p> <p>J3ライセンス申請クラブは、対象シーズンの前年の12月31日の時点で、現在および過去の従業員(「選手の地位および移籍に関するFIFA規則」に従ったすべてのプロ選手、および人事体制・組織運営基準のP.02から基準P.15までに示す人員を含む)との間の、契約上の、および法律上の義務に関して、従業員および社会保険当局および税務当局に対する期限経過未払金がないことを証明する書式(Jリーグ指定書式)を提出しなければならない。ただし、翌年の3月31日までに完全に和解した場合、債権者との相互合意により期限が延期された場合、または管轄当局へ提出された「明らかに無根拠ではない紛争」に該当する場合を除く。</p>
F.05	<p>ライセンス交付の決定に先立つ表明書</p> <p>(1) J3ライセンス交付の決定が下される期間(当該期間はJリーグから通知をする)の開始前7日以内に、J3ライセンス申請クラブはJリーグに対し、当該申請クラブがJ3ライセンスの審査の申請日が属する事業年度の前年度</p>

	<p>の末日以降、J 3 ライセンス申請クラブの財務状況に（好影響か悪影響かを問わず）影響を及ぼし得るような経済的重要性のある事象または状況が生じたか否かを表明する書式（Jリーグ指定書式）を提出しなければならない。</p> <p>(2) 前項に関わらず、J 3 ライセンス申請クラブの財務状況に（好影響か悪影響かを問わず）影響を及ぼし得るような経済的重要性のある事象が発生した場合には、J 3 ライセンス申請クラブは当該事象の詳細をJリーグに説明しなければならない。</p>
F. 06	<p>予算および予算実績、財務状況の見通し</p> <p>(1) J 3 ライセンス申請クラブは、J 3 ライセンスの審査の申請日が属するJ 3 ライセンス申請クラブの事業年度の年次の損益予算を、科目ごとの明細とともに、その前事業年度の末日までに提出しなければならない。ただし、提出期日以降にJリーグ百年構想クラブに認定されたクラブについては、当該資料の提出期日をJリーグが別途指定するものとする。なお、当該損益予算は、取締役会または理事会（取締役会設置会社でない場合は株主総会）で承認されたものとする。</p> <p>(2) J 3 ライセンス申請クラブは、Jリーグが指定する期日までに、対象シーズンを含む決算期におけるJ 3 ライセンス申請クラブの財務状況の見通しを説明する資料を提出しなければならない。なお、Jリーグはこの資料に基づき、当該クラブの財務状況について詳細な調査を行うことがある。</p>
F. 07	<p>ライセンス交付後の重要な後発事象の通知義務</p> <p>J 3 ライセンスの交付を受けた後、対象シーズンにおいて、クラブの事業継続に悪影響を及ぼし得る出来事が発生した場合、発生した日から14日以内に、J 3 ライセンスの交付を受けたクラブはJリーグに対し、その出来事の内容、および当該クラブの事業に与える影響をJリーグに説明しなければならない。</p>
F. 08	<p>財務状況の見通しの修正義務</p> <p>J 3 ライセンス申請クラブが財務状況の見通しの説明に誤りがあり、修正すべきであると認められる場合には、当該クラブはJリーグの指示に従い、財務状況の見通しを修正のうえ、Jリーグに提出しなければならない。</p>

第12条〔改正〕

本規程の改正は、理事会の決議に基づきこれを行うものとする。

〔改正〕

平成27年4月28日

平成28年1月19日